

満18歳未満の方の資料の利用について

(国立国会図書館 東京本館・関西館)

国立国会図書館は、入館して資料が利用できる方を、原則として満18歳以上の方と定めています。満18歳未満の方は、多くの場合、お近くの公共図書館や学校図書館で目的を達することができると考えられ、また国立国会図書館も、施設や対応できる人員などに限りがあるからです。

ただし、学校のレポート作成や卒業論文執筆などの調査研究のために、国立国会図書館にしかない資料を利用する必要があると認められる場合には、氏名、連絡先、保護者氏名、利用の目的、利用希望資料等を記載した申請書を提出し、利用の承認を受けることにより、満18歳未満の方でも資料を利用できます。

国立国会図書館への入館を検討する前に

まずは、ご所属の学校の図書館やお近くの公共図書館などで資料の利用についてご相談ください。

図書館によっては、希望する資料が見当たらなくとも、資料の所在を調べたり、他の図書館の資料を取り寄せたり、国立国会図書館のデジタル化資料を閲覧できるサービスを提供している場合があります。

国立国会図書館に入館を申請し、資料を利用する

(1) 国立国会図書館に電話する

利用目的が調査研究であり、国立国会図書館にしかない資料を利用する必要があることを確認したら、以下の連絡先に電話してください。

(東京本館) 利用者サービス部サービス運営課 03-3581-2331 (代表)

(関西館) 関西館資料案内 0774-98-1341 (直通)

※資料利用の申請手続が完了するまでには2週間程度かかります。日程に余裕を持ってお電話ください。

(2) 申請書を提出する

電話確認が済みましたら、「入館及び資料利用申請書」に必要事項を記入して提出してください。

※義務教育修了相当の年齢の方（満17歳、満16歳の方と入館する年度中に16歳に達する満15歳の方）は、入館の当日に資料利用の申請することができます。詳細は電話でお問い合わせください。

(3) 承認書を受け取り、来館する

申請が利用条件を満たしていることが確認されましたが、「入館及び資料利用承認書」を発行します。指定された日に「入館及び資料利用承認書」と本人確認書類（お名前・ご住所・生年月日が記載された学生証、マイナンバーカードなど）を持ってご来館ください。

※「入館及び資料利用承認書」に記載されていない資料を閲覧することはできません。